

## 介護給付適正化の推進について（老健局介護保険課）

# 介護給付適正化の推進について



平成15年3月11日（火）  
市町村職員を対象とするセミナー



厚生労働省老健局介護保険課  
課長補佐 川上一郎

## 介護給付適正化の推進

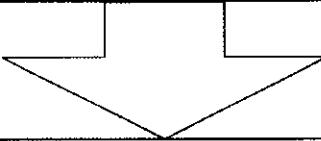
### 1 介護給付適正化の趣旨

- 介護保険給付は、本来、自立した日常生活ができるよう
  - ・要介護状態の軽減・悪化の防止
  - ・要介護状態となることの予防に資するべきもの。



- 提供されているサービスは、真に利用者の自立支援に資するものとなっているか？
- 事業者による過度の利用者掘り起こしや不正請求等、制度の趣旨からみて不適正・不正な事例

介護給付適正化



【サービス内容の適正化】 【介護費用の適正化】

## サービスの提供・利用(1)

### 地域のサービス提供状況の把握

過剰なサービス提供や過度の利用者掘り起こしなどを行う事業者が存在していないかの検証

- 地域における個々のサービス提供の状況(シェア等)の定期的な把握
- 問題のある事業者への働きかけと都道府県との連携の下での指導等

### 事業者によるサービスの質の向上に向けた取組への支援

事業者団体との連携、オンブズマン、NPOの活用による評価の実施等

- 事業者のサービス自己評価の推進
- NPO等を活用した外部評価の実施と住民への情報提供  
(例えば、外部評価結果を盛り込んだ「介護サービスガイドブック」の発行等)
- 介護相談員の施設等での受入状況の把握と公表

## サービスの提供・利用(2)

### サービスの適正な利用の促進

個々のサービス内容について、①自立支援に資するものとなっているか、②不適切な部分がないか等のチェック

- 施設入所の前に、可能な限り在宅サービスの利用を推奨
- 在宅サービス利用者ごとにサービス業者間の情報共有と、市町村による助言
  - { 事業者が利用者宅で提供した介護サービスの具体的な内容を利用者宅で事業者が記録として残す。この記録の活用によるサービス向上。
- 福祉用具利用状況の検証と不適正給付の是正
  - { 市町村に非常勤で雇用された福祉用具適合の専門家(OT、PT、福祉用具プランナー等)が、ケアプランを確認し、利用者の状態像からは不適切と思われる利用事例について、利用者の個別訪問を行い、適合・活用状況を確認して、必要に応じて介護支援事業所や福祉用具貸与事業所への指導につなげる。

## 介護給付費の請求・支払い(1)

### 都道府県・国保連と連携した適正な介護給付費の審査支払いの確保

事業者の指定権者である都道府県との連携の下、対象事業者の把握と効果的な事業者指導、不正請求の返還等を実施。

- 問題のある介護費用請求に対する支払い方法の見直し（国において制度的対応を検討）
- 介護費用通知の実施（1割負担の不徴収、サービスが伴わない請求の発見の端緒等）
- 事業者のサービス実施状況調査（限度額に対する利用率、業者ごとの傾向分析等）と都道府県と連携した実地調査の実施（指導監査の手続の重点化、効率化）

## 介護給付費の請求・支払い(2)

### 都道府県としての取組

- 例えば、支給限度額に対する利用額の割合が極端に高い利用者が多い事業所等の把握と当該事業者を対象に市町村と連携して重点的・優先的に実地指導を行う。

### 国としての取組

- 上記対応方法について対応マニュアルを作成する方針
- 広域で活動・営業する事業者については、国において状況を把握（給付分析システムを導入。）
- 市町村の文書提出要求等を事業者が断った場合や、不適正なサービス提供が行われている疑いがある場合について、当該事業者に係る国保連委託の介護報酬請求に係る支払い方法について見直し、市町村・国保連が事実関係の調査を十分に行った上で支払いを行うことが可能となる手続きを検討

## 8 介護給付適正化等について

### (1) 介護給付適正化の推進について

#### 1. 介護給付適正化対策の趣旨

- 介護保険は、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう必要な保健医療福祉サービスを提供する制度であり、その給付は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われなければならない。同時に、可能な限り居宅における日常生活が営めるよう配慮されなければならないものである。
- しかしながら、要介護認定者やサービス利用者の増加に見られるように制度は定着しつつあるものの、一方でその提供されるサービスについては、真に利用者の自立支援に資するものになっているのか疑問をもたざるを得ないものも多いとの指摘がある。
- また、事業者による過度の利用者掘り起こしや不正請求等、制度の趣旨からみて不適正ないし不正な事例も一部で見られる。
- このような状況を踏まえ、介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとするためには、
  - ◇ 介護サービスが真に所期の効果をあげて 【サービス内容の適正化】いるかとの観点
  - ◇ 不適正、不正な介護サービスはないか 【介護費用の適正化】との観点

の両面から、国、都道府県、市町村をはじめ、高齢者介護に関わる様々な主体が連携して介護給付の適正化に取り組んでいくことが重要である。

#### 2. 介護給付適正化対策の実施について

##### (1) 介護給付適正化の取組に対する助成

- 介護給付の適正化のための取組については、上記のとおり、市町村（保険者）をはじめとして関係者が不斷に取り組むべきものであるが、特に、今般、この取組の推進を図る見地から、国においては15年度予算案において、介護給付に係る適正化特別対策事業費として70億円を計上したところである。
- この適正化特別対策事業費は、市町村や都道府県が行う事業のほか、事業者団体、NPO等の団体の取組についても対象とする考えである。

## (2) 市町村における取組

- 各市町村においては、「3. 市町村における給付適正化取組例」に掲げる事業やこれ以外の事業を、地域の状況に応じて適宜工夫して取り組むよう努めるものとする。
- 助成対象については、介護給付適正化の取組を積極的に行おうとする市町村を対象とするほか、介護給付適正化の取組が特に必要と考えられる市町村については国から適正化事業の実施を要請して助成対象とする方針である。(4~5月頃に対象自治体を選定予定。)
- 対象市町村に対して、その見込まれる効果等に応じて、適正化特別対策事業費より一定の助成を行う（地方負担を前提としない形で助成）。  
(なお、「介護予防・地域支え合い事業」等の関連補助金については、地方負担がある。)
- 国においては、地域ごとに担当者を置き、個別の相談、助言、情報提供等を行う。
- なお、対象となる自治体の事業実施状況について、年度途中において事業実施の効果の検証・評価を実施する予定。

## (3) 都道府県、事業者団体、NPO等における取組

- 各市町村での取組を効果的なものとするため、事業者指定指導権限を有する都道府県は、審査支払い事務を受託している国保連と連携し、各市町村に対して支援を行うものとする。
- 事業者団体やNPO等の団体は、介護サービスの外部評価など各種事業を、都道府県や市町村と連携して実施。

## (4) 国における取組

- 本年1月20日、厚生労働省老健局に「介護給付適正化対策本部」を設置し、介護給付適正化の取組方策の検討等を行う体制を整備した。
- 国においては、市町村等の事業実施を推進するため、以下の取組を順次実施する。
  - ◇ 制度的対応…運営基準の解釈の明確化、省令改正等の対応
  - ◇ 各種指針、マニュアルの作成。サービスの標準化、ガイドラインの作成。
  - ◇ 情報提供…保険給付等の把握分析に必要な分析手法の検討と情報提供等。
- 取組の中で、効果的なものについては、全国課長会議等を通じて普及を図る。

### 3. 市町村における給付適正化の取組例

〔現段階での参考例であり、これに限定するものではない。  
追加もあり得る。〕

- 介護給付適正化が効果を発揮するためには、介護保険に関する様々な分野について、それぞれ実情に応じた対策が講じられる必要がある。
- 以下、各分野ごとに当面考えられる取組例を例示したが、ここに掲げた取組以外についても地域の状況に応じて適宜工夫した取組に努めていくことが重要。

#### 現状の把握

**ポイント** 自らの地域の介護保険事業の実施状況などの動向の把握  
(既に市町村に配布されている給付分析ソフト等の活用)

<着眼点> 介護保険の財政状況の分析や介護給付の動向等の把握

<取組例>

- 地域内の介護給付の動向の把握と分析（要介護度別のサービス利用動向等）
- 要介護認定の動向の把握と分析
- 地域内の高齢者の要介護状態の経時変化について、施設や地域、居宅介護支援事業所、提供されているサービス内容等ごとに分析する。
- 市民の満足度、寄せられる苦情の内容の把握
- 地域内の介護サービス事業者シェアの動向、複数のサービスを提供している同一法人等の動向把握等

#### 介護予防

**ポイント** 要介護状態とならないようにするための介護予防の推進、高齢者の健康の維持・増進

<着眼点> ・介護予防・地域支え合い事業の評価と効果的な実施

(関連補助金の活用)

・老人保健事業の活用（関連補助金の活用）

## <取組例>

関連補助金の活用により、

- 介護予防・生活支援サービスにより要介護者の発生を防止する効果が上がっているかを分析、評価
- 在宅介護支援センターによる要援護高齢者の実態把握や、介護予防プランの作成

## 要介護認定

### ポイント より適正な要介護認定の実施

#### <着眼点> 認定調査等における適切な実施

#### <取組例>

- 施設委託等による認定調査の場合における当該調査の適正性の点検

施設等における委託による認定調査は、総務省行政評価局からも適正実施について指摘されるなど、適正実施の必要性が強く指摘されてきた。例えば、施設等で委託により行われた認定調査について、状態の評価に習熟した外部のケアマネジャー等(\*)が利用者自身を直接訪問して確認調査を行い、この確認調査を踏まえ、要介護認定調査を実施した調査員に対して、外部の確認調査実施者が技術指導を随時行うことにより、委託による要介護認定に適正化を図ることが期待できる。

(\*)例えば都道府県等における介護支援専門員協議会などに派遣を依頼

- 認定調査員や認定審査委員に対する研修の充実（関連補助金の活用）

### ポイント 認定審査会の機能を活用した取組

#### <着眼点> 認定審査会の有する機能（介護保険法第27条第8項・9項）

- ◇ 審査判定に当たって認定調査員・ケアマネジャー等から意見を聞くことができる。
- ◇ 適切かつ有効なサービス利用等に関する留意事項について市町村に意見を述べることができる。

## ＜取組例＞

- 認定審査会における、介護サービス事業者・ケアマネジャー等からの個別ヒアリングの実施

一般的に、介護認定審査会は「介護サービス等の適切かつ有効な利用等に関して被保険者が留意すべき事項」について市町村に意見を述べることができるが、例えば、更新認定の際に、要介護度が悪化した高齢者について、重点的に、当該者のケアに係るケアマネジャーやサービス事業者等から、これまでのケアプランの策定方針や対応等についてヒアリング等を行うことにより、適切なサービス利用と質の向上を図ることが期待できる。

## 国としての取組

- 認定審査会における業務の効率化方策を別途検討。

### ケアマネジメント

## ポイント 適切なケアプランの確保

### ＜着眼点＞ 適切なアセスメント等を経ないなど自立支援につながらないケアプランの抽出と適正化の実施

## ＜取組例＞

- ケアプラン評価チームの編成など、ケアプランチェックを行う体制の整備（専門家を交えたチーム編成 (\*）。ケアプランの一斉チェックやランダムチェック）  
(\*): 例えば、基幹型在宅介護支援センターの機能を活用しながら、地域のケアマネジメントリーダーやケアマネジャーを中心にチーム編成して対応。
- 新介護報酬に対応したケアプランのチェック  
(加算の対象となる4種類以上サービスを提供するケアプランや、訪問の有無の確認等について重点的にチェック)

## 国としての取組 「ケアプラン作成に係るサービス利用基準」の明示

市町村がケアプランチェックを円滑に行うための標準的な利用基準等を明示することにより、適切な利用を促進するとともに、市町村がケアプランチェックを積極的に行えるようにする。

## サービスの提供・利用

### ポイント 地域のサービス提供状況の把握

＜着眼点＞ 過剰なサービス提供や過度の利用者掘り起こしなどを行う事業者が存在していないかの検証

＜取組例＞

- 地域における個々のサービス提供の状況（シェア等）について定期的な把握
- 当該事業者への働きかけと都道府県との連携の下での指導等

### ポイント 事業者によるサービスの質の向上に向けた取組への支援

＜着眼点＞ 事業者団体との連携、オンブズマン、NPOの活用による評価の実施等

＜取組例＞

- 事業者団体による講習会の開催と事業者ごとの出席状況の公表
- 事業者のサービス自己評価の推進
- NPO等を活用した外部評価の実施と住民への情報提供  
(例えば、外部評価結果を盛り込んだ「介護サービスガイドブック」の発行等)
- 介護相談員の施設等での受入状況の把握と公表

### ポイント サービスの適正な利用の促進

＜着眼点＞ 個々のサービス内容について、①自立支援に資するものとなっているか、  
②不適切な部分がないか等のチェック

＜取組例＞

- 施設入所の前に、可能な限り在宅サービスの利用を推奨。
- 在宅サービス利用者ごとにサービス事業者間の情報共有と、市町村による助言

例えば、事業者が利用者宅で提供した介護サービスの具体的な内容を利用者宅で事業者が記録として残す。この記録の活用により、より良いサービス提供につなげる。

- 福祉用具利用状況の検証と不適正給付の是正

例えば、市町村に非常勤で雇用された福祉用具適合の専門家（OT、PT、福祉用具プランナー等）が、ケアプランを確認し、要支援や要介護1の者に対する特殊寝台や電動車いすの貸与等、利用者の状態像からは不適切と思われる利用事例について、利用者の個別訪問を行い、適合・活用状況を確認して、必要に応じて介護支援事業所や福祉用具貸与事業所への指導につなげる。

## 国・都道府県としての取組

### ○ 福祉用具の価格調査による情報提供と実地指導

平均レンタル価格（県別・全国平均）を算出し、大幅に高額又は低額な価格の福祉用具貸与事業者を抽出し、都道府県、市町村に情報提供して、適正な指導につなげる。このために必要なシステム改修を行う。

## 国としての取組

### ○ 福祉用具貸与時における情報の提供（関連事業の活用）

国において福祉用具の実用的な検索システムを整備し、介護実習・普及センターや在宅介護支援センターでの利用者、家族に対する相談時に検索システムを使用して適切な福祉用具が貸与されるよう支援する。

## 介護給付費の請求・支払い

### ポイント 都道府県・国保連と連携した適正な介護給付費の審査支払いの確保

＜着眼点＞ 事業者の指定権者である都道府県との連携の下、対象事業者の把握と効果的な事業者指導、不正請求の返還等を実施。

### ＜取組例＞

- 問題のある介護費用請求に対する支払い方法の見直し  
(国において制度的対応を検討)
- 介護費用通知の実施  
(1割負担の不徴収、サービスが伴わない請求の発見の端緒等)
- 事業者のサービス実施状況調査(限度額に対する利用率、事業者ごとの傾向分析等)と都道府県と連携した実地調査の実施(指導監査の手続きの重点化、効率化)

## **都道府県としての取組**

例えば、支給限度額に対する利用額の割合が極端に高い利用者が多い事業所等の把握と当該事業者を対象に市町村と連携して重点的・優先的に実地指導を行う。

## **国としての取組**

- 上記対応方法について対応マニュアルを作成する方針
- 広域で活動・営業する事業者については、国において状況を把握（給付分析システムを導入。）
- 市町村の文書提出要求等を事業者が断った場合や、不適正なサービス提供が行われている疑いがある場合について、そのような事業者に係る国保連委託の介護報酬請求に係る支払い方法について見直し、市町村・国保連が事実関係の調査を十分に行った上で支払いを行うことが可能となる手続きを検討

**介護保険指定事業者・施設の指定基準の一部改正について  
(老健局振興課)**

## 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の 指定基準の一部改正について

### 1. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

- (1) 指定居宅サービス事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととすること。(注 1)
- (2) 指定居宅サービス事業者は、個別サービス計画（訪問介護計画など）の作成に当たっては、その内容について利用者の同意を得なければならないこととすること。また、個別サービス計画を作成した際には、当該個別サービス計画を利用者に交付しなければならないこととすること。(注 2)
- (3) 指定居宅サービス事業者は、利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならないこととすること。また、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合において、市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告しなければならないこととすること。
- (4) 指定居宅サービス事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならないこととすること。
- (5) 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所は、居室及び共同生活室の提供を行うことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けることができることとすること。
- (6) 指定痴呆対応型共同生活介護事業所の管理者及び計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない旨を明示すること。  
(注 3)
- (7) 指定痴呆対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者のうち一以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならないこととすること。また、介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとすること。  
(注 4)
- (8) 指定痴呆対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の数は一又は二とすること。  
(注 5)

- (9) 指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、定期的に外部の者による評価を受けなければならない旨を明示すること。
- (10) 指定特定施設入所者生活介護事業所の計画作成担当者は、介護支援専門員とすること。（注6）
- (11) 指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設入所者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければなければならない旨を明示すること。
- (12) 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない旨を明示すること。
- (13) 指定短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定痴呆対応型共同生活介護及び指定特定施設入所者生活介護について、3.(2)と同様の改正を行うこと。
- (14) 小規模生活単位型指定短期入所生活介護について、3.(12)及び(13)と同様の改正を行うこと。
- (15) 指定痴呆対応型共同生活介護及び指定特定施設入所者生活介護について、3.(1)及び(10)と同様の改正を行うこと。

## 2. 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案の内容について、文書により利用者の同意を得なければならない旨を明示すること。また、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者に交付しなければならないこととすること。
- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握に当たっては、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこととすること。  
① 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。  
② 少なくとも三月に一回、実施状況の把握の結果を記録すること。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定等を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、

居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとすること。

- (4) 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならないこととすること。
- (5) 1. (3)及び(4)と同様の改正を行うこと。

### 3. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（注7）

- (1) 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならないこととすること。
- (2) 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない旨を明示すること。
- (3) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならないこととすること。
- (4) 計画担当介護支援専門員は、解決すべき課題の把握に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならないこととすること。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならないこととすること。
- (5) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対するサービスの提供に当たる他の担当者（以下「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとすること。
- (6) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握に当たっては、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこととすること。
  - ① 定期的に入所者に面接すること。
  - ② 定期的に実施状況の把握の結果を記録すること。
- (7) 計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の